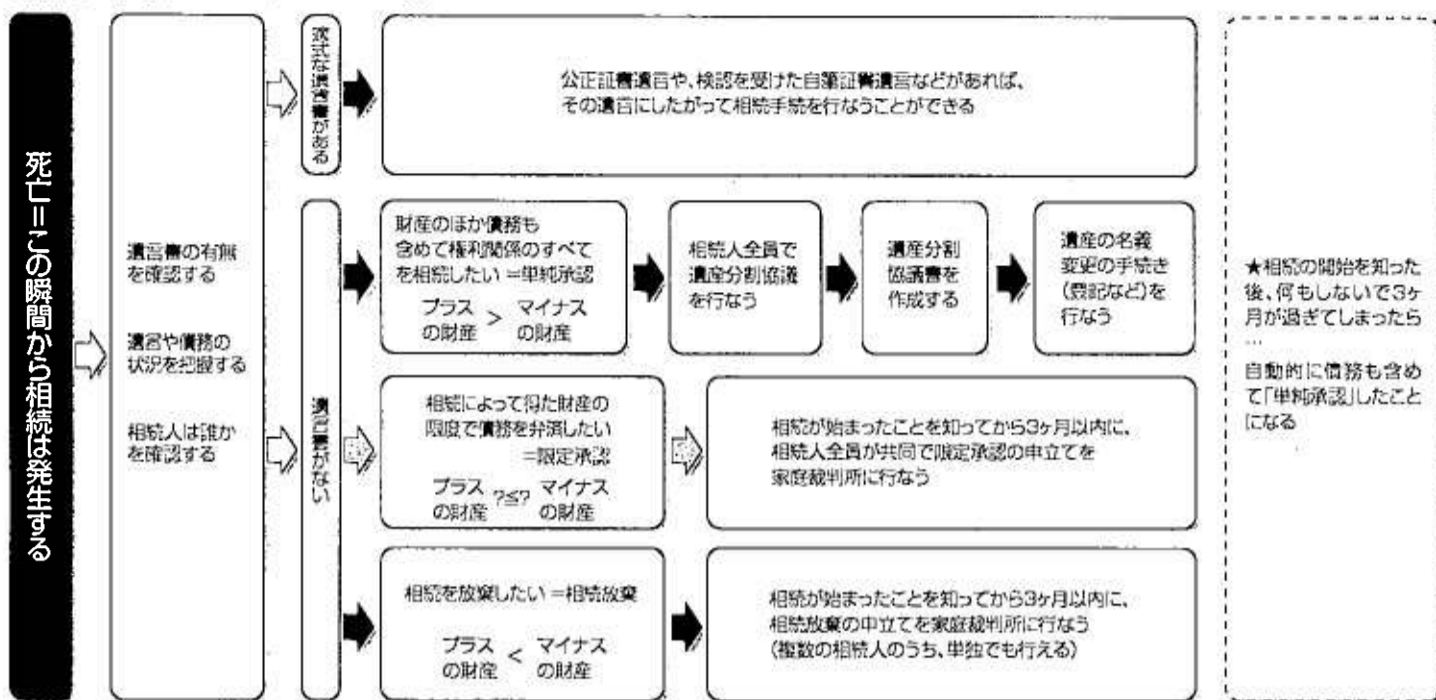
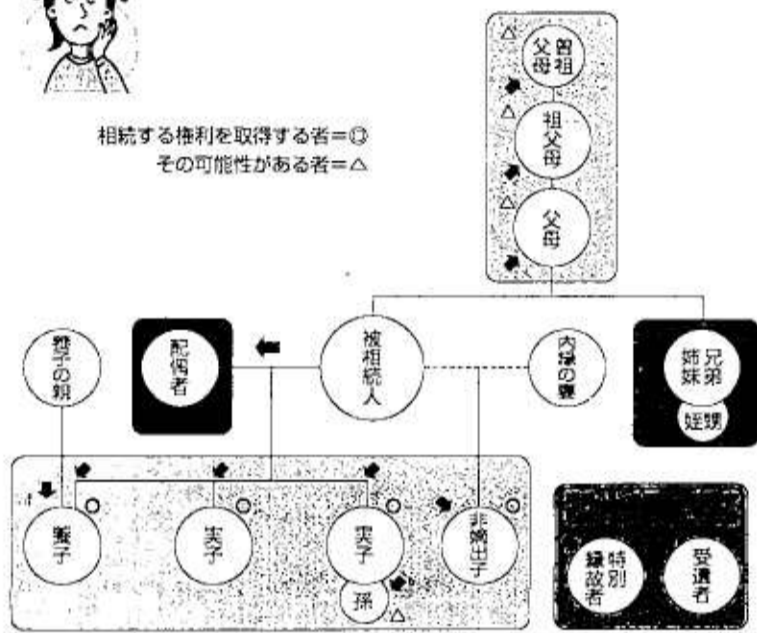


# よくわかる 相続豆知識

## 相続に関するスケジュール



相続する権利を取得する者=◎  
その可能性がある者=△



### 1 誰が相続人?

相続人となることが出来る人として、まず法定相続人があげられます。法定相続人とは、法律で決められた相続する権利を持つ人で、配偶者と子・親・兄弟姉妹に大きく分けることができます。

#### ① 配偶者

配偶者とは婚姻関係にある夫婦の一方のことです。配

#### ② 子(直系卑属)

亡くなった人に子がいれば、第二順位の相続人となります。婚姻関係のない男女間の子(非嫡出子)も相続権があります。また、養子も実子と同じく相続人となります。



高齢者人口の増加と相まって、核家族の増加や権利意識の高まり、経済の停滞などの社会現象も影響してか、相続に関する相談が増加しています。それまで仲の良かった親族がいまひとつ姿を見ることが、相談を聞く側から見ても大変悲しい事です。そこで、読者のお役に立ちそうな相続に関する基礎知識をお伝えします。無用なトラブルを避けるためにも、お役に立てただけだと幸いです。なお、具体的な相談は、お近くの新潟県司法書士会と越支部所属の司法書士事務所までお問い合わせ下さい。

す。子供が先に亡くなっている場合は、孫がその子に代わって相続人になります。

#### ③ 親(直系尊属)

亡くなった人に子供も孫もない場合、父母・祖父母・曾祖父母の順番で相続人になります。

#### ④ 兄弟姉妹

亡くなった人に直系尊属も直系尊属もない場合、その人の兄弟姉妹が相続権

### 2 相続財産とは?

相続の対象となる遺産は、土地建物や預貯金などといったプラスの遺産だけではなく、借金などのマイナスの遺産も対象となることを忘れてはいけません。しかし、相続放棄や限定承認という制度が用意されており、借金を引き継がなくて済みます。

### 3 相続分はどのくらい?

法律では相続人の相続順位と相続分が決められています。

#### ① 相続人が配偶者と子の場合

配偶者が全遺産の2分の1を、子が2分の1を相続します。子が数人いる時は、均等に分けられます。子が3人いれば子1人あたりの相続分は6分の1になります。ただ

#### ② 相続人に子がいない場合

配偶者が全遺産の3分の2を、直系尊属が3分の1を相続します。配偶者がいな



を持ちます。先に亡くなっていた場合は、甥姪が代わって相続人になります。

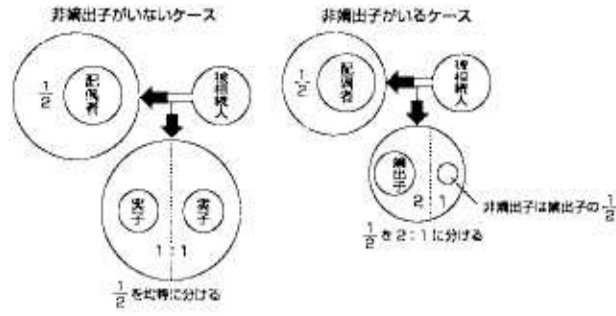
以上の法定相続人の他に、遺言によって財産の受取人として指名された人(受遺者)。法定相続人もなく遺言もしていない時に、亡くなった人と特別の縁故があったことを家庭裁判所に申し立て認められた人(特別縁故者)も遺産を受け継ぐことが出来ます。

### ③ 相続人が配偶者と子の場合

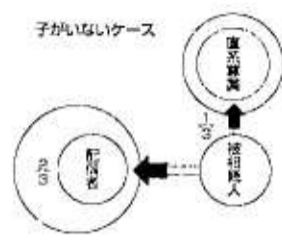
ければ、直系尊属が全遺産を相続します。

配偶者が全遺産の4分の3を、兄弟姉妹が4分の1を相続します。兄弟姉妹の相続分は原則として均等です。ただし、父母の一方が異なる場合の兄弟姉妹の相続分は、父母双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1です。配偶者がいなければ、兄弟姉妹が全遺産を相続します。法律では相続人の相続順位と相続分が決められています。

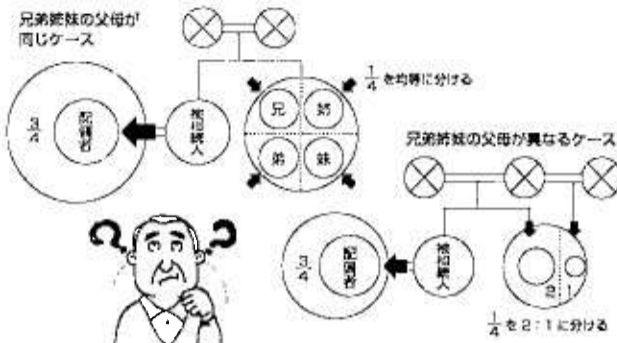
### ① 相続人が配偶者と子の場合



### ② 相続人に子がない場合



### ③ 相続人が配偶者と子の場合



## 4 遺言書を作るにはどうすれば?

元気なうちに遺言書を作っておく人が増えています。将来のトラブルを未然に防いだり、財産の分割方法を予め決めておく事は大切なことです。遺言をするには

① 自筆証書遺言  
一番手軽な方法ですが、全文を自筆で書き、日付・氏名



## 5 相続人が行方不明の場合?

相続人の中に行方不明の人がいると、遺産の分割が出来ません。そんな時のために法律は、不在者財産管理人制度と失踪宣告制度を用意しています。

### ① 不在者財産管理人

相続人の1人から家庭裁判所に選任申し立てをします。不在者財産管理人は、行方不明の相続人の財産を管理します。家庭裁判所の許可を得れば、遺産分割の協議をすることも出来ます。遺産の名義変更などが可能になります。

### ② 失踪宣告

行方不明の人の生死が7年以上不明であった場合、家庭裁判所に失踪宣告の申し立てをすることが出来ます。失踪宣告を受けた人は、7年の期間満了時に死亡したものと見なされ、戸籍にもその旨が記載されます。

## 6 財産より借金が多い相続の場合?

親が亡くなってしばらくすると、借金の請求が次々と。そんな相談も良くあります。原則として相続開始を知ってから3ヶ月が過ぎると借金や債務までも含めた一切の遺産を引き継がなければならなくなってしまう。親の残した借金に苦しむ人生を歩むことになってしまいます。そんな時に用意されているのが、相続放棄と限定承認です。

### ① 相続放棄

よく聞く言葉ですが、正確な意味では家庭裁判所に申し立てをする手続です。原則として相続を知ってから3ヶ月以内に申し立てをしなければなりません。相続権の放棄ですので、財産も引き継ぐことが出来ません。相続放棄が認められると、はじめから相続人とはならなかったとみなされ、債権

### ② 限定承認

相続によって得た財産の限度で債務を弁済する相続の方法です。やはり、原則として相続を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。相続人全員の意思が一致している必要があります。

## 7 不動産を相続した場合は登記が必要

相続によって不動産を取得した場合、それが自分のものであると他人に主張するためには、登記が必要になります。登記をしなければ認められないというわけではありませんが、長い間放置しておくと、相続人がなくなってしまうと、相続権のある人がどんどん増えて遺産分割協議を



新潟県司法書士会上越支部



登記や書類手続など、相続に関してのご相談は全国の司法書士へ。

日本司法書士会連合会  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館3F  
TEL.03-3359-4171(代)  
http://www.shiho-shoshi.or.jp/